

建設業者の不正行為に対する監督処分の基準（国土交通省）

<p>基本的考え方</p>	<p>建設業者の不正行為等に対する監督処分は、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進するという建設業法の目的を踏まえつつ、本基準に従い、当該不正行為等の内容・程度、社会的影響、情状等を総合的に勘案して行うものとする。</p>	
<p>監督処分等の時期等</p>	<p>他法令違反に係る監督処分については、原則として、その刑の確定、排除勧告の応諾又は審決の確定等の法令違反の事実が確定した時点で行うことを基本とするが、その違反事実が明白な場合は、刑の確定等を待たずに行うことを妨げるものではない。</p>	
<p>監督処分の基準</p>	<p>基本的考え方</p>	<p>建設業法第28条第1項各号の一に該当する不正行為等があった場合には、当該不正行為等が故意又は重過失によるときは原則として営業停止処分を、その他の事由による場合は原則として指示処分を行うこととする。なお、個々の監督処分を行うに当たっては、情状により、必要な加重又は減軽を行うことを妨げない。 不正行為等に関する建設業者の情状が特に重い場合又は建設業者が営業停止処分に違反した場合には、建設業法第29条の規定により、許可の取消しを行うこととする。</p>
	<p>具体的基準</p>	<p>建設業者の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（競売入札妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 代表権のある役員（建設業者が個人である場合においてはその者。以下同じ。）が懲役1年以上の刑に処せられ、かつ、建設業者として情状が重い場合は、最高1年間の営業停止処分を行うこととする。</li> <li>b その他の場合においては、原則として30日以上営業停止を行うこととする。この場合において、代表権のある役員が刑に処せられたときは90日以上、代表権のない役員又は政令で定める使用人が刑に処せられたときは60日以上を原則として、営業停止処分を行うこととする。</li> <li>c 独占禁止法に基づく排除勧告の応諾、審決の確定又は課徴金納付の確定があった場合は、15日以上を原則として、営業停止処分を行うこととする。</li> <li>d a～cにより営業停止処分（独占禁止法第3条違反に係るものに限る）を受けた建設業者に対して、当該営業停止の期間の満了後10年を経過するまでの間にa～cに該当する事由（独占禁止法第3条違反に係るものに限る）があった場合は、a～cにかかわらず、それぞれの処分事由に係る監督処分基準に定める営業停止の期間を2倍に加重して、1年を超えない範囲で営業停止処分を行うこととする。</li> </ul>